

第 1 章 総則

（名称・所在地）

第 1 条 当部は、中部大学卓球部と称し（以下、当部）、愛知県春日井市松本町 1200 に本部を置く。

（目的）

第 2 条 当部は、卓球競技を通して健全な心身を養い、互いに切磋琢磨することで人格を陶冶し、学業との両立をはかり、中部大学及び大学スポーツの発展に寄与し、地域に愛される人材になることを目的とする。

第 2 章 活動

（活動）

第 3 条 当部は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- （１）公益財団法人日本卓球協会及び東海学生卓球連盟等の主催する大会への参加
- （２）他大学、および高校との交流試合
- （３）強化合宿、遠征
- （４）卒業生送別会及び新入生歓迎会
- （５）本学関係団体及び外部関係団体との交流
- （６）地域貢献活動
- （７）定期的な部内ミーティングの開催
- （８）その他目的達成に必要な諸活動

2 前条の活動遂行のために、必要であれば部内外の人員を組織し、活動していくこととする。

（活動目標および計画）

第 4 条 部の活動目標は学生間で話し合い、達成のために必要な計画をたてること。

2 前条の活動を実践するため年間活動計画を作成し発表するとともに日々の定期的活動を実施するものとする。

（加盟登録）

第 5 条 当部及び部員は、第 2 条の目的を達成するため、公益財団法人日本卓球協会及び東海学生卓球連盟等の主催団体に登録を行う。

第 3 章 部内組織

（組織）

第6条 当部は以下の役員をもって組織を構成する。

- (1) 監督 1名
- (2) 顧問 1名
- (3) 当部代表学生 1名
- (4) 監督または顧問が必要と定めた者
(部長)

第7条 当部代表学生として、部長を置く。

(補助指導者等)

第8条 必要に応じて、当部の監督または顧問からの推薦により、中部大学から委嘱された補助指導者を置くことができる。

第4章 部員

(部員資格)

第9条 当部の部員は中部大学の学生により構成される。

- 2 部員は、中部大学の学生としての品位を堅持し、規約を遵守しなければならない。
- 3 部員としての在籍期間は、原則として4年間とする。

(部員の心得)

第10条 部員は勉学を本分とし、学業の余暇を利用し部活動を通じ心身の鍛練を怠らないこと。

- 2 部員は礼節を失わず常に品格のある明朗な態度で人に接し、人間関係を深め部活動を推進すること。
- 3 部員は如何なる場合にも暴力を否定し、それに反した場合は退部処分とする。言葉による暴力もこれと同じ扱いとする。
- 4 練習には原則、部員全員が参加する。但し練習時間内に授業、研究活動、就職活動等がある場合は、それを優先する。
- 5 練習においては、各個人が協力しお互いに快適にかつ真剣に練習できる環境づくりを心がけなければならない。
- 6 部に所属している間に貸与されたもの（ユニフォームやロッカーなど）は適正に管理・利用し、退部または引退の際には速やかに返却すること。
- 7 常に事故を防ぐための最善の努力をし、万一、不測の事態が発生した場合は、人命救助を最優先とする。

(部員の対外活動)

第11条 部員は、本学を代表する学生であるとの意識を持ち、適した行動をとることに心がけなければならない。

- 2 公式試合では、所定のユニフォームを着用し、本学代表としての自覚と誇りを持って試合に臨むものとする。

(入部)

第12条 当部への入部希望者は、規約厳守の誓約書を提出し、部長及び顧問または監督に承認されることにより入部が認められる。

2 入部希望者は、部員登録用紙等必要書類を提出すること。

3 部長及び監督、顧問は責任を持って指導に当たること。

(退部)

第13条 部員が退部しようとするときは、退部理由を明確に記載のうえ本人が署名、捺印した退部届を部長に提出し、部長、監督及び顧問で協議の結果、了承されることにより退部が認められる。

2 前項において退部が了承された部員について、部長は大学へ速やかに退部届を提出する。

3 特技推薦入学者については、当部においてスポーツ活動を行うこと及び、学業と両立することが本学入学の条件であることから、退部にあたっては監督及び顧問による審査を要する。

4 部員に次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、部長は監督及び顧問と協議の上、その部員を退部させることができる。この場合、退部届は部長が作成する。

(1) 身体又は精神の障害等により当部での活動に耐えられないと認められたとき

(2) 能力不足又は活動成績不良で当部での活動に適さないと認められたとき

(3) 活動態度又は生活態度が不良で注意しても改善しないとき

(4) 協調性を欠き、他の部員の活動又は当部の運営に悪影響を及ぼすとき

(5) その他当部の部員として適格性がないとき

第5章 学生幹部

(学生幹部)

第14条 当部に以下の学生幹部を置く。

(1) 部長 1名

(2) 副部長 1名

(3) 会計担当 1名

(4) 主務 1名

2 前項に規定する学生幹部は監督及び顧問の承認を得るものとする。

3 学生幹部の任期は、原則4月1日から翌年3月末日までの1年とする。なお、この限りでない場合は学生間で話し合い、期間を定めるものとする。

4 学生幹部は、当部運営と当部に対する理念を備え、目標達成のために、リーダーシップを持って部員を指導し、当部の発展に努めなければならない。

5 クラブ運営委員会および大学から依頼のあった業務やイベントには必ず出席し、定められた役割を務めなければならない。

6 各業務の引き継ぎについては、次年度の候補者を見すえて余裕を持って行うこと。

(部長)

第15条 部長は、部員を代表し、部活動及び部員を統率する。

2 部長は部員または監督や顧問の求めに応じ、幹部会議や部内ミーティングを開催し、当部の練習ならびに運営について協議する。

3 部の運営上、何らかの問題があった場合は、速やかに監督または顧問に申し出ること。

(副部長)

第16条 副部長は、当部の副責任者として、部長を補佐し、内外との連絡・調整を行わなければならない。

2 部長が事情によりその職務を遂行できない場合は、監督または顧問と協議の上、部長の業務を代行すること。その場合、副部長は自身の代理を立てることができる。

(会計担当)

第17条 会計担当は、部長及び監督・顧問の指揮の下に、部費を保管・管理し、厳正に取り扱うとともに、定められた期限内に必要な経理処理を行わなければならない。

2 会計処理に関する書類の提出は、監督や顧問、大学及びクラブ運営委員会の求めに応じて、期限内に適正な形で提出しなければならない。

(主務)

第18条 主務は、部長及び監督・顧問の指揮の下に、大会参加にかかる書類や、活動届けなどの必要書類を定められた期限内に提出すること。

2 その他必要に応じて他の学生幹部と協力しながら部の円滑な活動をサポートすること。

第6章 会議

(会議)

第19条 部の会議は、幹部会及び部内ミーティングとする。

2 会議は部長が必要に応じて部員を招集し、開催する。

3 監督または顧問の求めに応じ、部長は部員を招集し、会議を開催する。

4 幹部会の議長は出席者のうちから選出する。

5 学生幹部会は部長が議長となる。

(幹部会)

第20条 幹部会は通常幹部会及び臨時幹部会とし、第6条に規定する役員によって構成される。

2 通常幹部会は監督または顧問、学生幹部で話し合い、開催する

3 臨時幹部会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 顧問または顧問、部長が必要と認めたとき。

(2) 部員の3分の1以上から、招集の請求があったとき。

4 幹部会は次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 規約の改廃
- (4) その他の重要事項

(部内ミーティング)

第21条 部内ミーティングは、部員及び第14条に規定する役員によって構成される。

2 部内ミーティングは、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 顧問または顧問、部長が必要と認めたとき。
- (2) 部員の3分の1以上から、招集の請求があったとき。
- (3) 練習内容や試合、部内リーグに関する話し合いが必要なとき。
- (4) その他の重要事項を審議するとき。

(定足数・議決)

第22条 幹部会は、該当幹部数の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 幹部会の議事は、出席した部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 運営経費

(会計年度)

第23条 会計年度は4月から翌年3月までとする。

(運営経費)

第24条 当部の運営に必要な経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 部費
- (2) 課外活動援助金
- (3) 大学からの強化費
- (4) 寄付金および協賛金
- (5) その他

(会計管理)

第25条 部員は当部に在籍中、定められた部費を期日までに納めなければならない。

2 部費の額については会計の運営状況により監督と学生幹部が協議し決定・変更する。

また遠征費等の高額出費を部費で賄いきれない場合は、予め部員に通知し臨時の請求をするものとする。

3 前条に規定する経費は、適切に管理し厳正に取り扱うとともに、収入及び支出にかかる書類を3年間適切に保管することとする。

4 会計担当は、部長・監督の指示に基づき精算報告書を作成し、年度の決算については部長の

承認を得ることとする。

5 会計担当は、部員に対して決算報告を行うこととする。

第8章 懲戒

(懲戒)

第26条 懲戒の種類及び程度は、以下のとおりとする。

- (1) 譴責（けんせき）：始末書を提出させて、将来を戒める。
- (2) 活動停止：一定期間当部での活動の全部又は一部を禁止する。
- (3) 退部：当部から退部させる。

2 部員が以下の各号のいずれかの行為をした場合において、部長は情状に応じ、監督または顧問と協議し、承認したときは、その部員を譴責、活動停止、又は退部とすることができる。

- (1) 中部大学本学学生の品位及び当部部員の体面を著しく傷つけた者
- (2) 学生の本分である学業を怠った者
- (3) 規約に違反した者
- (4) 入部時の誓約に違反した者
- (5) 練習への参加態度が悪く、注意しても改善されないもの
- (6) 当部の方針に理解を示さず、指導事項において改善されない者
- (7) 部費及び必要経費を滞納した者
- (8) その他、公序良俗に反する行為をした者

3 前項において退部処分を受けた部員について、部長は大学へ速やかに退部届を提出する。この場合の退部届は、部長が作成する。

4 処分に不服があるときは、中部大学学生懲戒規程（31）第16条第1項の規定に基づき不服申立をすることができる。

第9章 その他

(実施規定)

第27条 当規約に定めのない事項については、部長が監督または顧問と協議する。

2 協議の結果、妥当性が認められる場合には、幹部会の承認を経て規約を追加することができる。

(規約の改廃)

第28条 当規約を改廃するときは、第6章19条に定めた幹部会を開催し、意見を聴取のうえ、幹部会が決定する。

附則

本規約は、1964年4月1日から施行する。

附則

本規約は、2023年4月1日から施行する。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。